

# 【経営ニュース】

## 不動産売買契約書の印紙税 軽減措置を継続適用

税額1,000万円超の印紙税が対象とされる「不動産売買契約書」と「建設工事請負契約書」に係る印紙税の軽減措置が平成19年度も引き続き行われる。

この軽減措置は、平成9年4月1日以降、作成された契約書について適用されてきたもので、平成19年度も租税特別措置法の改正に基づき、平成19年4月1日から21年3月31日までに作成された契約書に適用される。軽減税率は、契約金額が【1千万円を超え5千万円以下のもの……1万5千円(本則2万円)】【5千万を超え1億円以下のもの……4万5千円(同6万円)】【1億円を超え5億円以下のもの……8万円(同10万円)】【5億円を超え10億円以下のもの……18万円(同20万円)】【10億円を超え50億円以下のもの……36万円(同40万円)】【50億円を超えるもの……54万円(同60万円)】となっている。国税庁によると、軽減措置の対象となる「不動産の譲渡に関する契約書」の範囲は、印紙税法別表第1第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいう、としている。なお、「不動産の譲渡に関する契約」と同号に掲げる他の契約書が併記された契約書も軽減措置の対象になる」としている。(例)契約書に記載された契約金額5千5百万円……軽減措置による印紙税額4万5千円